

## 稼げるまちづくり検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、稼げるまちづくり検討特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 稼げるまちづくり検討特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び那珂川市議会委員会条例第6条
- 3 目 的 稼げるまちづくりに関する調査、研究
- 4 委員の定数 6人
- 5 期 間 調査が終了するまで